

姫路市上下水道事業管理者 植田 敏勝

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託について、総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定の例によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 対象施設

下水道管路施設のうち、合流式及び分流式の汚水管路（管渠、マンホール、マンホールのふた、取付管及び公共ますをいう。）を対象施設とする（分流式の雨水管路及び皮革排水に係る管路は除く。）。

(3) 業務場所

姫路市網干区興浜ほか揖保川流域関連姫路市公共下水道（揖保川処理区内）

(4) 業務内容

本業務は、下水道管路施設の維持管理業務、設計業務及び改築工事を一括して委託することにより、受託事業者（以下「事業者」という。）が、下水道管路施設の維持、点検及び調査を実施し、長寿命化対策が必要な下水道管について改築工事（管渠更生工法、マンホール更生工法に限る。）の設計及び施工を行うものである。

また、姫路市と事業者との間で災害時対応に関する協定を締結し、災害時においても迅速かつ円滑に災害対応を実施するものである。

以下に主な業務を示す。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書等を参照すること。

ア 維持管理業務

(ア) 統括管理業務

a 統括マネジメント工

(イ) 計画的業務

- a 巡視 [簡易報告施設]
- b 調査 (本管TV調査工、大口径管TV調査工、本管目視調査工、マンホール目視調査工 [簡易報告施設])
- c 清掃 (管渠内洗浄工、管渠内清掃工)
- (ウ) 住民対応等業務
 - a 住民対応工
 - b 事故対応工
 - c 他工事等立会工
- (エ) 修繕業務
 - a 修繕等工事 (単価契約レベル)
- イ 設計業務
 - a 詳細設計 (管渠更生工)
 - b 詳細設計 (マンホール更生工)
- ウ 改築工事
 - a 管渠更生工事
 - b マンホール更生工事
- エ 災害対応業務
 - a 被災状況把握等
 - b 二次災害防止等緊急措置・対応

(5) 業務履行期間

維持管理委託契約、設計委託契約及び建設請負契約の締結日から令和9年3月31日まで

(6) 支払方法

第17項 第3号による。

(7) 業務量の目安

ア 本業務の委託料の上限額 (予定価格) は、次のとおりとする。

416,827千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 各業務費の内訳の目安は、次のとおりとする。

(ア) 維持管理業務

192,661千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(イ) 設計業務

13,821千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(ウ) 改築工事

210,345千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）から構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。

(ア) 維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）

(イ) 設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）

(ウ) 改築工事を実施する者（以下「建設企業」という。）

なお、1者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で維持管理業務を複数の者で分担して実施することは差し支えない。

イ 構成員のうち、維持管理企業（維持管理業務を複数の企業で分担して実施する場合は、維持管理企業の代表企業として届け出た企業）をグループの代表企業として定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務等において、グループ内の全ての調整等を行うとともに、姫路市との協議等並びに姫路市への提出及び通知等を行うものとする。

ウ 災害対応業務については、落札者となった場合に、姫路市と協議の上、災害時維持修繕協定を締結する。

エ 構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

(2) 共通の入札参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。

イ 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

ウ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は、当該猶予以外に国税の滞納がない者。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている場合は、当該猶予以外に市税の滞納がない者）。

エ 本業務に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コンをいう。以下エにおいて同じ。）又は当該受託者と資金面若しくは人事面において関連が認められない者であること。

オ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(イ) 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ク 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(3) 維持管理企業の入札参加資格

姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定の例によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

なお、維持管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように維持管理企業グループを構成すること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」若しくは「その他の詳細業種」又は業種「設備等点検・保守」の詳細業種「水道設備」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 業者登録名簿の工事の業種のうち、業種「土木工事」において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

エ 令和5年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事の総合評定値が570点以上あり、第4項第2号に定める入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを姫路市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出している者又は提出することができる者

オ 本業務の統括管理責任者として専任で配置できる次の各号に掲げるいずれかの技術者を有する者。ただし、統括管理責任者においては、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(ア) 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門（選択科目を下水道に限る。）又は総合技術監理部門（上下水道部門に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者）等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者

(イ) 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者

(ロ) 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者

カ 本業務に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する者。ただし、主任技術者又は監理技術者においては、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

キ 過去10年間（平成25年4月1日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した下水道管路施設の調査又は清掃（浚渫）業務若しくはその他の維持修繕工事を元請として履行した実績（令和5年3月31日までに完了した業務又は工事に限る。ただし、業務を共同企業体として履行している場合は、当該共同企業体の代表者として履行した実績に限る。）があること。

(4) 設計企業の入札参加資格

告示第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 土木コンサルタントの業種のうち、下水道の詳細業種において競争入札に参加する資格を有する者

イ 本業務に配置できる技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者）を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(5) 建設企業の入札参加資格

告示第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の工事の業種のうち、業種「土木工事」の詳細業種「管更生」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 土木一式工事に係る建設業法第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ 下水道管渠^{きょ}の更生工法のうち、自立管の形成工法又は反転工法について、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属する者

エ 法人にあっては、入札公告日の前日において本社が姫路市内にある者。個人にあっては、入札公告日の前日において住所及び主たる事業所の所在地が姫路市内にある者

オ 令和5年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の総合評定値が660点以上ある者

カ 本工事に専任で配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する者（1級若しくは2級土木施工管理技士等又は建設業法第7条第2号ハの規定により認定された者を本工事に専任で配置できる者）。ただし、主任技術者又は監理技術者においては、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

キ 第4項第2号に定める入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、
契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出して
いる者又は提出できる者

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する場所

姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000026462.html>)

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間
に、次に掲げる書類を書留郵便により提出して、第2項に掲げる入札参加資格の審査を
受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ グループ結成届（様式第2号）

ウ 各構成員の関連企業申告書（様式第3号）

エ 市税の納税証明書（姫路市税の納税義務がある構成員について公告の日以後に発
行されたものの原本に限る。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の
規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）

オ 国税の納税証明書（全ての構成員のものについて公告の日以後に発行されたもの
の原本に限る。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を
を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）

カ 最新の経営事項審査結果通知書の写し（維持管理企業のうち土木工事の業種にお
いて入札参加資格を有する者及び建設企業のものに限る。）

キ 第2項第5号ウに規定する入札参加資格の条件となっている工法について、公益
財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属する
ことを証する書類等の写し

ク 維持管理企業の工事（業務）実績調書（様式第4号）

資料の作成に当たっては、第9項第2号によること。

ケ 維持管理企業、設計企業及び建設企業の配置予定技術者経歴調書（様式第5号）

資料の作成に当たっては、第9項第2号によること。

コ 返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料
金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒）

(2) 入札参加申込の受付期間及び提出先

ア 受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月25日まで

イ 提出先（郵送先）

郵便番号 672-8709

姫路市飾磨区今在家1351-22

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（以下「下水道管理センター」という。）

電話番号 079-234-3507

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は、令和6年2月2日を目途に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を発送し通知する。なお、入札参加資格を有するとの通知を受けた構成員が第2項第2号から同項第5号までに定める入札参加資格を満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。ただし、グループの代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、入札の前日までに当該構成員の除外及び変更について姫路市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とする場合がある。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和6年2月7日までに入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面（様式任意）にて下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

5 書類の作成及び提出について

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は、使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式（拡張子）
M i c r o s o f t W o r d	. d o c 又は . d o c x
M i c r o s o f t E x c e l	. x l s 又は . x l s x
P D F	. p d f

- (3) 提出する書類に係るファイルをLZH方式又はZIP方式で作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。
- (4) ウィルスに感染したファイルの提出は、認めない。
- (5) 技術提案書（様式第6号）の記載は、文字サイズを10.5ポイントとすること。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

6 要求水準書及び設計図書について

- (1) 要求水準書及び設計図書の閲覧場所

姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000026462.html>)

- (2) 要求水準書及び設計図書に関して質問しようとする参加申込者は、公告の日から令和6年1月19日午後5時までに、姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=23-3-2-6-0) の下水道管理センターの「お問い合わせフォーム」により質問内容（要求水準書又は設計図書の別及び該当箇所の数を含む。）を送信すること。

回答は、令和6年1月23日午前10時から姫路市ホームページ上において閲覧に供する。

なお、質問に対する回答は、この入札に係る図書等の追加又は修正事項とする。ただし、質問の内容が技術資料に関するときは回答しないことがある。また、質問の内容に参加申込者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

7 契約条項を示す場所

姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000026462.html>)

8 入札方法等

- (1) この入札は、総合評価落札方式により行う。
- (2) この入札には、最低制限価格の設定はない。
- (3) 入札書及び事業費内訳書は指定する様式（入札書は様式第11号を、事業費内訳書は様式第9号を使用し、入札書、事業費内訳書及び封筒には業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状（姫路市ホームページ（姫路市役所財政局財務部契約課）を参照（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005401.html>））を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に辞退届（様式任意）を下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること（入札日前日必着）。

9 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

各評価項目に係る評価基準及び配点は次の表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。

ア 維持管理企業

評価項目		評価基準	配点	得点
地域精通度 (※1)	事業所等の所在地	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にある法人又は住所及び主たる事業所が姫路市内にある個人である場合	1点	／1点

		姫路市内に営業機能を有する支店若しくは営業所等があり、法人市民税を納付している法人又は姫路市内に事業所があり、市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税が課されている個人である場合	0.5点		
		上記以外	0点		
配置予定技術者の実績	配置予定技術者（統括管理責任者若しくは主任技術者又は監理技術者）の同種業務の実績の有無（※2）	同種業務で統括管理責任者の実績が有る	1点	／1点	
		過去10年間に同種業務の実績が有る	0.5点		
		実績無し	0点		
品質管理（※3）	施工管理基準の有無	ISO9001を取得している。	1点	／1点	
		無し	0点		
社会貢献等（※3）	環境対策	ISO14001又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している。	0.5点	／0.5点	
		無し	0点		
	災害対応に関する地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方となっている団体の会員である又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している。	0.5点	／0.5点	
		無し	0点		
		過去10年間に、国等からの要請を受けて、緊急的に実施した災害支援活動の実績が有る。	1点		／1点
		無し	0点		
減点項目（※4）	指名停止措置の履歴	有り	△1点 ×回数	／ △1点 ×回数	
		無し	0点		
技術提案書	業務実施方針（業務理解度）	業務の目的、条件、要求水準書等の内容を適切に理解するとともに、業務特性を踏まえた業務実施方針の適切性や妥当性、実現性が高い場合に優位に評価する（3段階（2点／1点／0点）で評価する。）。	2点	／5点	

	<p>特定テーマ (住民対応等業務における課題等)</p>	<p>住民対応等業務における円滑な業務履行に向けて、課題や留意点を明確にし、その対応策について具体的で適切な内容の記載がある場合に優位に評価する(3段階(1点/0.5点/0点)で評価する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題又は留意点及び対応方法又は具体的手法(工夫)(3つまで) 	<p>3点</p>	
	<p>通常時の実施体制</p>	<p>業務従事者及び担当技術者(以下「業務従事者等」という。)について、配置する予定の統括管理責任者等以外に業務経験者、業務に関連する専門技術者、業務の実施に必要な又は有効な有資格者及び登録基幹技能者等を適正に配置するなど業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性、妥当性が高い場合に評価する(以下の3項目について3段階(1点/0.5点/0点)で評価する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日を含めた実施体制(業務従事者等の配置計画(人数等)) ・業務経験者(主任技術者、管理技術者(業務の技術上の管理を行う者)又は業務責任者として従事した実績を有する者)の配置 ・専門技術者(土木施工管理技士、下水道管路管理技士等の有資格者)の配置 	<p>3点</p>	<p>/3点</p>
	<p>緊急時の実施体制</p>	<p>大雨、台風、地震等の自然災害に加え、溢水、道路陥没等の重大な事故の発生時における連絡及び招集体制(発注者への報告を含む。)、全社的なバックアップ体制(人員及び機材等の準備を含む。)及びこれらを想定した訓練計画について、具体性や適切性、妥当性が高い場合に優位に評価する(以下の3項目について3段階(1点/0.5点/0点)で評価する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡及び招集体制 ・バックアップ体制 	<p>3点</p>	<p>/3点</p>

	・訓練計画		
合計（技術評価の得点合計）			16点

※1 地域精通度については、業者登録名簿により、姫路市上下水道局契約事務取扱要綱（令和4年4月1日制定）第2条の規定の例によりその例によることとされた姫路市契約事務取扱要綱（昭和62年6月20日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第5条の規定に基づき、評価する。

なお、複数の企業で分担して業務を実施する場合の評価は、いずれか1者の企業の事業所等の所在地で評価する。

※2 同種業務とは、国等が発注した下水道管路施設の調査又は清掃（浚渫）業務若しくはその他の維持修繕工事を元請として履行した業務（令和5年3月31日までに完了した業務又は工事に限る。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）である。

※3 「品質管理」及び「社会貢献等」については、維持管理企業の代表企業の実績で評価する。

※4 減点項目（指名停止措置の履歴）

維持管理企業における全ての企業を対象に、令和2年4月1日から公告日前日までに本市指名停止措置を受けた場合に、1回の措置につき1点を減点する。

イ 設計企業

評価項目		評価基準	配点	得点
地域精通度 （※1）	事業所等の所在地	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にある法人又は住所及び主たる事業所が姫路市内にある個人である場合	1点	／1点
		姫路市内に営業機能を有する支店若しくは営業所等があり、法人市民税を納付している法人又は姫路市内に事業所があり、市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税が課されている個人である場合	0.5点	
		上記以外	0点	
企業の実績	過去10年間の同種業務等の実績の有無（※2）	同種業務の実績が有る。	1点	／1点
		類似業務の実績が有る。	0.5点	
		実績無し	0点	
減点項目 （※3）	指名停止措置の履歴	有り	△1点 ×回数	／ △1点 ×回数
		無し	0点	

技術提案書	業務実施方針 (業務理解度)	業務の目的、条件、要求水準書等の内容を適切に理解するとともに、業務特性を踏まえた業務実施方針の適切性や妥当性、実現性が高い場合に優位に評価する(3段階(2点/1点/0点)で評価する。)	2点	/ 4点
	業務実施体制 (実施体制)	業務従事者等並びに業務経験者及び業務に関連する専門技術者(有資格者等)を適正に配置するなど業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する(3段階(2点/1点/0点)で評価する。)	2点	
合計(技術評価の得点合計)				6点

※1 地域精通度については、業者登録名簿により、事務取扱要綱第5条の規定に基づき、評価する。

※2 同種業務とは、国等が発注した下水道管路施設の管渠^{きょ}更生工事の設計業務を元請として履行した業務(令和5年3月31日までに完了した業務に限る。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)である。また、類似業務とは、国等が発注した下水道管渠^{きょ}の布設工事の設計業務を元請として履行した業務(令和5年3月31日までに完了した業務に限る。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)である。

※3 減点項目(指名停止措置の履歴)

令和2年4月1日から公告日前日までに本市指名停止措置を受けた場合に、1回の措置につき1点を減点する。

ウ 建設企業

評価項目		評価基準	配点	得点
企業の実績	過去10年間の同種工事の実績の有無(※1)	姫路市内において同種工事の実績が有る。	1点	/ 1点
		姫路市外において同種工事の実績が有る。	0.5点	
		実績無し	0点	
	本市発注工事における工事成績等	姫路市優秀工事表彰制度による表彰(評価対象工事に係るものに限る。)(※2)を受けている。	1点	/ 2点
		基準工事成績(※3)が78点以上有る。	1点	
		無し	0点	

配置予定 技術者の 実績・能力	過去10年間に 主任技術者等と して従事した同 種工事实績の有 無	主任技術者、監理技術者又は現 場代理人として従事した同種 工事の実績が有る。	1点	／1点
		上記以外	0点	
	過去5年間の本 市発注工事にお ける工事成績 (主任技術者又 は監理技術者と して従事した土 木工事に限る。) ※4 (右の順でいず れかの評価とす る。)	「秀」の評価が複数有る、又は 「秀」及び「優」の評価が両方 有る。	3点	／3点
		「秀」の評価が有る、又は「優」 の評価が複数有る。	2点	
		「優」の評価が有る。	1点	
		「良」の評価が有る。	0.5点	
	継続教育(CP D)単位の取得 状況	推奨単位以上取得	1点	／1点
推奨単位以上未取得		0点		
品質管理	施工管理基準の 有無	ISO9001を取得している。	1点	／1点
		無し	0点	
社会貢献 等 (※5)	環境対策	ISO14001又はエコア クション21のいずれかの認 証を取得している。	0.5点	／0.5点
		無し	0点	
	災害対応に関す る地域貢献	姫路市と「災害時における応急 対策業務に関する協定」を締結 している相手方となっている 団体の会員である又は姫路市 地域防災貢献事業所として登 録している。	0.5点	／0.5点
		無し	0点	
		過去10年間に、国等からの要 請を受けて、緊急的に実施した 災害支援活動の実績が有る。	1点	／1点
		無し	0点	
減点項目 (※6)	指名停止措置の 履歴	有り	△1点 ×回数	／ △1点 ×回数
		無し	0点	
技術提案 書	特定テーマ (工事施工上の 安全対策)	工事施工上の課題や留意点を 明確にし、安全対策についての 記載内容の妥当性が高い場合 に優位に評価する(3段階(2 点/1点/0点)で評価す る。)	6点	／6点

		・課題又は留意点及び対応方法 又は具体的手法(工夫)(3つまで)		
合計(技術評価の得点合計)				17点

※1 同種工事とは、国等が発注した下水道管路施設の管渠^{きよ}更生工事を元請として履行した工事(令和5年3月31日までに完了した工事に限る。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)である。

※2 姫路市優秀工事表彰制度による表彰(評価対象工事に係るものに限る。)とは、姫路市優秀工事表彰要綱(平成29年12月27日制定)の規定による優秀工事の表彰のうち、姫路市上下水道局工事成績条件付一般競争入札試行要綱(令和4年4月1日制定)第2条の規定によりその例によることとされた姫路市工事成績条件付一般競争入札試行要綱(平成30年6月27日制定。以下「工事成績条件付入札試行要綱」という。)第5条第1項第1号に定めるものをいう。

※3 基準工事成績とは、工事成績条件付入札試行要綱第5条第1項第2号に定めるものをいう。

※4 平成30年4月1日以降に姫路市が発注した土木工事を元請として受注し、主任技術者又は監理技術者として従事した工事(令和5年3月31日までに完了した工事に限る。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)の成績で評価する。

※5 建設企業が維持管理企業を兼ねる場合は、社会貢献等について重ねて加点しない。

※6 減点項目(指名停止措置の履歴)

令和2年4月1日から公告日前日までに本市指名停止措置を受けた場合に、1回の措置につき1点を減点する。

ただし、「企業の実績」の「本市発注工事における工事成績等」において、工事成績条件付入札試行要綱第5条第2項第2号の規定に該当するとして加点されない場合にあっては、当該規定の対象となった指名停止措置は、本減点項目において減点しないものとする。

(2) 技術資料の作成及び留意点

ア 入札参加資格があると認められた入札参加者は、次の技術資料を総合評価落札方式技術提案書に添付し、管理者に提出しなければならない。なお、書類は、書留郵便で提出すること。

(ア) 維持管理企業、設計企業及び建設企業の工事(業務)実績調書(様式第4号)

入札参加資格又は評価項目に係る業務又は工事について記載すること。企業の実績について業務内容又は工事内容の確認できるものとして、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)の完了登録又は工事实績情報システム(コリンズ)の竣工登録が確認できる登録内容確認書の

写しを提出すること。ただし、テクリス又はコリンズで業務内容又は工事内容が確認できない場合は、契約書の写し又は発注者が発行する施工証明書とともに、内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。

- (イ) 維持管理企業、設計企業及び建設企業の配置予定技術者経歴調書（様式第5号）統括管理責任者、監理技術者、主任技術者又は管理技術者等の資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。実務経験で資格を満たす場合は、実務経験証明書を添付すること。

また、配置予定技術者が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条各号の規定に該当する場合は、資格を証明する書類（資格者証の写し等）を提出するとともに、同令第15条各号の規定にするものであることが明確に判断できる業務経験を記載すること。

工事（業務）実績には、評価項目に係る業務又は工事について記載すること。業務又は工事实績の確認できるものとして、(ア)に記載のものを添付すること。なお、共同企業体の構成員としての業務又は工事の実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

継続教育（CPD）の取得状況については、建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている場合に加点するが、取得単位の証明として建設系CPD協議会の構成団体が発行するCPDの記録登録証明書等（公告の日より過去1年以内又は公告の日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているもの）の写しを提出すること。

なお、配置予定技術者については、維持管理企業、設計企業及び建設企業でそれぞれ最大2名（維持管理企業が複数の場合は、それぞれの企業で最大2名）を限度として複数人の技術者を記載することもできる。この場合において、配置予定技術者の実績・能力の評価については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

- (ウ) 維持管理企業の代表企業及び建設企業の品質管理及び社会貢献等に関する調書（様式第7号）

以下のa～fについては、当該入札の公告日の前日以前に取得・登録しており、技術資料の提出期限において有効であること。

- a 品質マネジメントシステム（ISO9001（2015年度版）又はJIS Q9001（2015年度版））について、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関（一般財団法人日本規格協会等）から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。
- b 環境マネジメントシステム（ISO14001（2015年度版）又はJIS

Q14001（2015年度版）について、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関（一般財団法人日本規格協会等）から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。

- c エコアクション21を一般財団法人持続性推進機構から認証を取得している者は、認証・登録証の写しを添付すること。
- d 姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方となっている団体の会員等であり、その災害対策緊急組織の一員となっている者は、協定の写し及び当該協定の相手方となっている団体の会員等で災害対策緊急組織の一員であることを証する書類（公告の日以降の原本）を添付すること。
- e 姫路市地域防災貢献事業所として登録している者は、姫路市地域防災貢献事業所登録制度に係る登録証の写しを添付すること。
- f 平成25年4月1日以降に、国等からの要請を受けて、緊急的に実施した災害支援活動の実績がある場合は、その活動概要を記載し、証明できる書類（要請書、協定書、契約書等の写し又は国等の参加実績証明書）を添付すること。また、有ればテクリスの完了登録若しくはコリンズの竣工登録が確認できる登録内容確認書の写しを提出すること。

また、下請負として活動に参加した場合は、国等が発出した元請業者への要請書又は契約書等の写し及び元請業者から下請業者への要請書又は契約書等の写しを添付し、活動状況の分かる写真等もあれば、併せて添付すること。国等から活動実績について表彰又は感謝状を受けた場合は、その写しも添付すること。

(エ) 建設企業の工事成績調書（様式第8号）

建設企業の工事成績については、姫路市ホームページにおいて「工事成績条件を満たした業者一覧」（適用期間：令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/cmsfiles/contents/0000005/5532/ko ujiseiseikiitiran050701.pdf>）を参照し、条件を満たした場合に記載すること。

また、配置予定技術者の工事成績については、当該技術者が令和元年度から令和5年度までの間に評価を受けた土木工事（随意契約によるものを除く。）に主任技術者又は監理技術者として従事し、当該工事に係る工事成績が工事成績評価において「秀」、「優」又は「良」の評価がある工事がある場合に記載すること。ただし、評価結果に「秀」又は「優」がない場合にのみ、「良」を記載すること（「良」の評価については1件でも可とする）。

また、主任技術者又は監理技術者として従事した工事の実績を証するものとして、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム（コリンズ）の竣工登録が確認できる登録内容確認書の写しを提出すること。また、当該工事の成績を証するものとして、姫路市財政局工事技術検査室から通知する工事成績評

定結果通知書及び工事成績評定表の写しがある場合は添付すること。

(オ) 維持管理企業及び設計企業の技術提案書（業務実施方針）（様式第6号の2）

業務の実施方針、業務実施フローチャート及び工程計画等について記載すること。また、参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する図表、写真、文献等の抜粋に止め、A4版（図表はA3版まで）で明確に判読できるものとし、様式を含めて片面3枚以内とすること（以下(カ)、(キ)同じ）。

(カ) 維持管理企業及び建設企業の技術提案書（特定テーマ）（様式第6号の3、様式第6号の4）

課題又は留意点及び対応方法又は具体的手法（工夫）についての提案数はそれぞれ3つまでとする。なお、1つの提案の記載中に複数の提案内容が記載されている場合で、効果の見込めない提案が含まれている場合は加算の対象としない。

(キ) 維持管理企業及び設計企業の技術提案書（業務実施体制）（様式第6号の5、様式第6号の6、様式第6号の7）

業務従事者及び専門技術者等の人数、配置等、業務の実施体制を業務ごとに組織図等により明示すること。なお、業務を複数の企業で分担して実施する場合は、各構成員の分担する業務の範囲を明確にした上で実施体制を記載すること。

また、他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先名及び再委託業務の内容を記載すること。

配置予定技術者以外に業務に関連し、有益と考えられる有資格者等（下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士等の専門技術者をいう。）を配置する場合には、その旨を記載するとともに、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

イ 提出部数

原本5部及びCD-R1枚（書類一式（添付書類を含む。）のデータ（Word形式。写し等の添付書類はPDF形式）を格納したもの）

ウ 技術資料の提出期間及び提出先

(ア) 提出期間

令和6年（2024年）2月2日から令和6年（2024年）2月15日まで

(イ) 提出先（郵送先）

下水道管理センター

エ 提出された技術資料について、ヒアリングを実施することがある。その際は、別途通知する。

(3) 総合評価の方法

ア 技術資料の内容が最低限の要求要件を満たしており、要求水準書に記載された業務内容について、要求要件を実現できると認められる場合に標準点を付与し、さらに

技術資料の内容に応じて第1号に掲げる評価項目ごとに評価を行い、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は39点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ウ 次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (ア) 技術資料を提出期間中に提出しない者
- (イ) 技術資料の内容が、最低限の要求要件を満たしていない者
- (ウ) 技術資料に未記入等の不備がある者
- (エ) 技術資料の評価において、内容が不適と認められた者

エ 入札参加者は、加算点について姫路市に対し、照会することができる。その場合には、令和6年3月12日から同年3月15日までに書面（様式任意）にて下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答するものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 落札者は、技術資料に記載した内容に基づいて業務を行うものとし、履行状況について姫路市は事業モニタリングにより適宜確認を行う。

イ 本業務の落札者（受託業者）の実績については、次回と同業務の入札に際して、加減点評価として評価値に反映する。特に、受託業者の責めにより提案された技術資料の評価内容が業務期間を通じて達成できなかった場合については、対象業務の構成員を対象に減点評価を実施する。

ウ 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、提案された技術資料の評価内容が履行できなかった場合は、受託業者は姫路市に対して、その理由を書面により申し出ることができる。

10 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和6年（2024年）3月11日 午前10時

(2) 場所

姫路市飾磨区今在家1351-22 下水道管理センター 3階会議室

11 入札に関する条件等

- (1) 入札に当たっては、確認通知書を持参し、提示すること。
- (2) 入札書及び事業費内訳書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (3) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書及び事業費内訳書に記載すること。
- (4) 一度提出した入札書及び事業費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札の無効に関する事項

(1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書及び技術資料（以下「入札参加申込書等」という。）により入札参加を認められた者がした入札、無効の入札参加申込書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 技術資料の記載内容において、業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている等、業務が適切に履行できないと判断された入札

ウ 第9項第3号ウにより失格となった者のした入札

エ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

オ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

キ 入札書及び事業費内訳書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札

ク 委任のある場合は、委任状のない入札

ケ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

(2) 第2項第2号クに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1.3 入札保証金、契約保証金等に関する事項

(1) 入札保証金については、免除する。

(2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

1.4 落札者の決定

(1) 入札参加者は、入札参加申込書等及び価格をもって入札をし、入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値が同値となる者が複数いる場合は、加算点が最も高い者を落札者に決定する。また、加算点も同値の場合は入札価格が最も低い者を落札者に決定する。さらに、加算点及び入札価格も同値及び同額の場合は、くじによって落札者を決定する。なお、くじを引くことを辞退することはできない。

1.5 配置予定技術者について

技術資料に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることに

ついて姫路市の了解を得なければならない。

1.6 その他の入札に関する事項

- (1) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加申込書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加申込書等の提出後においては、原則として入札参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 現場説明会は、行わない。

1.7 契約及び支払に関する事項

(1) 協定及び契約の締結

ア 姫路市は、落札決定後、落札者を相手方として基本協定を締結するとともに、維持管理委託契約、設計委託契約、建設請負契約及び災害時維持修繕協定を締結する。

イ 落札者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第1号及び様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を管理者に提出しなければならない。

ウ 建設請負契約を締結した者が、建設請負契約の履行に当たり下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、管理者にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴取した暴力団排除要綱様式第2号に定める暴力団排除に関する誓約書を管理者に提出しなければならない。

エ 落札者は、落札決定後、別途指定する日までに各業務の支払に必要となるグループ協定書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

(2) 契約の方法

本業務は複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし業務の円滑化を図る観点から、維持管理委託契約（ただし、統括管理業務を除く。）及び建設請負契約については、委託料や請負代金の算定を行う際に用いる単価をあらかじめ協議し、合意する単価契約方式とする。なお、維持管理委託契約のうち統括管理業務及び設計委託契約については、総価契約方式とする。

ア 単価合意の方法

単価の合意は、維持管理委託契約書及び建設請負契約書の規定に基づき実施するほか、次に掲げる手続により実施するものとする。

- (ア) 単価契約は、維持管理委託契約における計画的業務については見積参考図書の工事費内訳書に記載のある工種を対象とし、住民対応等業務・修繕業務については見積参考図書の工種明細表に記載のある工種（1式表示のもの以外）を対象とする。また、建設請負契約については、改築工事の見積参考図書の工事費内訳書に記載の

ある工種を対象とする。

- (イ) それぞれの工種の設計単価について、落札者が見積りを提示し受発注者間で協議を行い、合意した単価に諸経費を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約単価とし、単価合意書を作成する。
- (ロ) 未契約の工種について新たに契約単価を取り決める必要が生じた場合については、(イ)と同様の方法で契約単価を決定し、単価合意書を作成する。

(3) 支払方法

ア 維持管理委託契約

受注者は、業務開始後から契約期間中にわたり、月ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。ただし、次のとおり、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。なお、事業費内訳書（様式第9号）に維持管理業務の金額として記載した金額に100分の110を乗じた金額を、以下「維持管理業務の金額」という。

(ア) 支払限度額

支払限度額は、おおむね次のとおりとする。

- a 令和6年度
維持管理業務の金額の33.3%
- b 令和7年度
維持管理業務の金額の33.3%
- c 令和8年度
維持管理業務の金額の33.4%

(イ) 前金払、中間前金払及び部分払無し

イ 設計委託契約

受注者は、引渡しをした完了した業務の成果物に対して、支払を受けるものとする。ただし、次のとおり、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。なお、事業費内訳書（様式第9号）に設計業務の金額として記載した金額に100分の110を乗じた金額を、以下「設計業務の金額」という。

(ア) 支払限度額

支払限度額は、おおむね次のとおりとする。

- a 令和6年度
設計業務の金額の40.0%
- b 令和7年度
設計業務の金額の40.0%
- c 令和8年度

設計業務の金額の20.0%

(イ) 前金払、中間前金払及び部分払無し

ウ 建設請負契約

受注者は、引渡しをした完了した工事の目的物に対して、支払を受けるものとする。ただし、次のとおり、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。なお、事業費内訳書（様式第9号）に改築工事の金額として記載した金額に100分の110を乗じた金額を、以下「改築工事の金額」という。

(ア) 支払限度額

支払限度額は、おおむね次のとおりとする。

a 令和6年度

改築工事の金額の15.0%

b 令和7年度

改築工事の金額の40.0%

c 令和8年度

改築工事の金額の45.0%

(イ) 前金払、中間前金払及び部分払無し